

養神院の誕生

——台湾総督府の精神医療プロジェクト——

橋 本 明

はじめに

1934年に台湾総督府は養神院を開設した。台湾を含めた日本の旧外地に存在した唯一の官立精神病院である。当時の調査では、台湾の精神病患者数は3千人あまりに達していたが、「之が収容治療機関としては、社会事業団体の経営する小規模なる設備数箇所と私立医院一箇所とあるのみ」で、「完全なる精神病院の設備は焦眉の急務」となっていた。そのため、総督府は28万5千円あまりを投じ、1931年度から33年度までの継続事業として、台北市の東方郊外の「風光明媚なる台北州七星郡松山庄五分埔」に収容定員100人の精神病院建設を進め、

1934年10月に竣工した¹⁾(図1)。

養神院の設立は、1930年代からあわただしく台湾総督府が実現しようとした内地並みの医療施策の一環と考えられる。総督府は、ハンセン病、精神病、結核の患者を収容すべき「三大特種療養機関」の整備に関心を向けた²⁾。さらに行政諸法台湾施行令により、これら三大疾患をコントロールする内地の既存の各法律も次々に施行されていった³⁾。

後年の評価はともかく、そもそも精神病院という近代化的な制度は精神病治療のひとつの理想として構想され、関係者の期待を担って登場してきた。19世紀末に創設

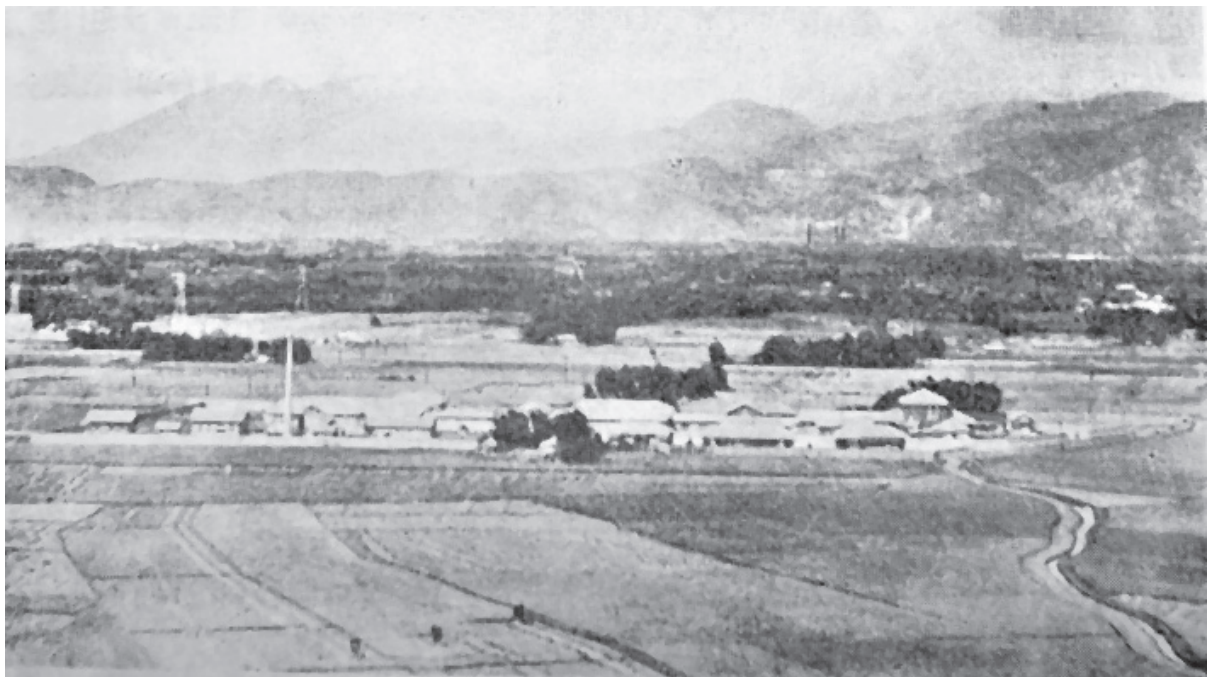


図1 養神院の全景

出典：台湾総督府精神病院養神院概況（年代不詳、国立台湾大学図書館所蔵資料）

されたドイツのアルト・シェルビッツ精神病院は、最新のパビリオン（分棟）様式の病棟と広大な作業用農地を有する理想的な施設として世界的に著名だった⁴⁾。この病院が、わが国の公立精神病院の草分けで、1919年に移転・新築された東京府立松沢病院のモデルだったことはよく知られている⁵⁾。しかし、同じ時代に東京帝国大学の呉秀三らが指摘していたように、日本全体の精神病患者の入院治療施設の整備は欧米諸国の後塵を拝していることは明らかだった⁶⁾。

養神院も、戦前日本の内地と同様に立ち遅れた日本統治下台湾の精神医療を打開し、先端的な医療を施す病院としての期待がかけられていた。この意味では、「アルト・シェルビッツ—松沢—養神院」は、成立年代の時間差こそあれ、近代的な精神医学の実践という思想を共有している。他方、養神院は官立精神病院でありながらも、外地という特別な環境におかれ、内地が主導する制度のいわば辺縁に位置していた。

このような養神院の存在をとおして、近代日本の精神医療システムの普遍性と脆弱性をより深く理解できると考えられる。だが従来の歴史研究は、養神院の名を語っても成立事情をほとんど論じていない。筆者の研究はまだ端緒だが、台湾および日本に所蔵されている、入手可能な限りの資料を参照して、当時の台湾の精神医療全体の動きを視野に入れながら養神院の成立までの過程とその後を追ってみたい。

1. 養神院以前

台湾総督府によると、台湾の人口1万人あたりの精神病患者数は、5.74（1923年）、5.87（1926年）、6.22（1931年）、6.54（1934年）と漸増傾向で推移しているが、内地よりははるかに少ないと評されている。台湾で患者が少ない理由については、「一般に文化の程度低く、生活簡易なる社会に於ては精神病の発現比較的稀なる」ためとしている⁷⁾。確かに内地では、同数値が8.99（1923年）、9.98（1926年）、11.28（1931年）、11.60（1934年）となっており⁸⁾、人口あたりの患者数は台湾の2倍に近い。しかし、1934年2月に3,312人に達した台湾の患者数の漸増は今後も続くことと予測される。ところが、当地の患者監置施設としては、窮民救療を目的とする台北仁濟院が1922年に設置した精神病患者監置室と、唯一の近代的な精神病院の養浩堂医院が存在するだけであり、各方面から官立精神病院の設立が要望されることになったと説明されている⁹⁾。

ここで言及されている養浩堂医院は台湾最初の精神病院である。創設者の中村讓は1905年に東京帝国大学医

科大学を卒業し、1916年に台湾に渡った。台湾では総督府立の基隆医院院長を務め、同時期には台湾総督府台北医学専門学校教授も兼任した¹⁰⁾。中村は1919年から総督府に官立精神病院の設立を陳情してきたがかなわず、1929年に基隆医院を辞したあと、私財を投じて台北に開設したのが養浩堂医院だった。だが、1930年3月、女性入院患者が病院に放火し、患者5人が焼死した。当時の新聞は、病院側の言として「世間を騒がせて誠に申わけない事です、本来なら此の際やめてお詫びすべきですが失火の当時は二十六人の入院者もありその跡始末もありどうしたら宜いかと考へております 中村当院長は大正八年以来総督府へ官立精神病院の設立を陳情してをりますが未だその運びに至らず補助金も未だ頂いてみません 台湾で此の種の長く入院を要する病院の経営は非常に困難であつて（中略）官立のものが是非とも必要ではないかと考へられます」と記している¹¹⁾。

官立精神病院設置の要望については、台湾社会事業協会が1928年に刊行を開始した雑誌『社会事業の友』にも関連記事がある。同誌第1号には、1928年10月に総督府が主催して台北で開かれた第一回全島社会事業大会で、台湾各州庁から出された協議事項、および総督府からの諮問事項に対する各州庁からの答申などが示されている。たとえば、台北州が協議事項として提出した「精神病院設置方建議の件」には、「社会生活の複雑化するに伴ひ精神病患者は年々増加の傾向にあるも之に対し収容力僅かに四十名の台北仁濟院あるのみにして而も常時満員の状態なるを以て至急精神病院を設置せられんことを望む」とあり、また各州庁からの意見の集約として、精神病、肺結核、ハンセン病などの特殊療養機関の設置は急務に迫られつつあるが、「多額の経費を要し公私団体の財政上之を許さざるが故に国費を以て設立せられたし」と述べられている¹²⁾。その後も、台湾各地を巡って年1回のペースで開催される全島社会事業大会あるいは全島方面委員大会で、総督府に官立精神病院設置を要望する案件が繰り返し提出されている。

1930年7月刊行の同誌第20号は「精神異状者保護号」と題され、当時の台湾の精神病患者監護・治療に関わる論客たちの記事が掲載されている。台北更生院の下條久馬一らは、「本島には未だ精神病患者監護法の制定がない、従つて監置を要する精神病患者は財団法人台北仁濟院（収容人員四十五名）及私立養浩堂医院（収容人員約三十名）に入院加療の者を除いては、孰れも私宅監置に附せられ、家人より獣畜の如くに取扱はれ、永久に救はれる途がない」と現状を批判する¹³⁾。他方、「我等多年方面委員の職を奉じ、精神病患者に接触し、家庭の状況を目

撃し、又聴く所悉く悲惨ならざるはなし」と述べる台北市方面委員の佐野研三は、ハンセン病に対する施設は開かれるというのに、精神病治療施設の設置は過去3回の全島方面委員大会で満場一致で促進を可決したのに実現しておらず、「精神病院の設立は焦眉の急なりと信じ絶叫し世に訴ふる次第なり」と結んでいる¹⁴⁾。この号の編集に携わった柴山武矩は、当時を回想して官立精神病院を実現するために「精神病特輯」を組んだと述べている。台湾総督府が養神院の設立を決定した時の総督・石塚英蔵が「頻りに、「社会事業の友」の精神病特輯号に眼を通して居られたという話を漏れ聞い」て「密かなる、大いなる喜びを禁じ得なかつた」という¹⁵⁾。

この「精神病特輯」が、総督府の官立精神病院設置の議論にどの程度影響を与えたのかは不明だが、少なくとも第20号が出された1930年にその設置が決定されたことは間違いない。後年の1934年12月に挙行された養神院開院式で、院長事務取扱の高橋秀人は「昭和五年時の総督石塚英蔵閣下の英断に依り官立精神病院建設の予算を計上せられ翌年度より敷地の選定及建築に着手」と述べている¹⁶⁾。

養神院設置を促した別の要因として、上述した中村謙の養浩堂医院で1930年3月に発生した火災が関連づけられることもある。1931年2月に新竹市で開催された第三回全島社会事業大会での議論では、ある出席者がこの火災で犠牲者が出たことに触れ、「そう云ふ関係にありまして、台北市の方面委員有識者、北部の方々が非常に活動されましてその努力が大いに効果を奏しまして督府もそれを認められ、今度精神病院を設立すると云ふことが略極つて居る様に承知して居ります」と発言している¹⁷⁾。

いずれにしても、この時の全島社会事業大会で、精神病院建設を決めた総督府が1931年の予算にその経費を盛り込んだという報告がなされ、関係者は「之で我々多年の懸案たりし精神病院建設の決議が実現し得る」と喜びを隠さない¹⁸⁾。

また、同じく第三回全島社会事業大会では、官立精神病院の設置場所に台湾南部を選んでほしいという希望が出された。精神病者の絶対数および人口当たりの数は、台北州にくらべて、台南州および高雄州のほうが多いからである。ただし、大会が開かれた1931年2月の時点では、大会関係者たちは精神病院設置の事実だけを把握していたのだろうが、水面下では設置場所の選定はかなり進んでいたと考えられる。

2. 養神院の建設、人事、竣工

すでに述べたように、1930年に「総督石塚英蔵閣下の英断」によって官立精神病院の建設が決められた。ただし、台湾の国史館台湾文献館が所蔵する日本統治下の公文書などの資料によっても、この決定に関する総督府内での議論の詳細は不明である。ともかく、1931年4月1日の台湾総督府訓令第22号で同年度から精神病院新営費が計上された¹⁹⁾。また、同年4月13日付けの台湾総督府の公文書には、総督官房営繕課長から衛生行政を管轄していた警務局長宛てに、精神病院の新営工事の都合上「至急敷地御決定ノ上御送付相成度」とあり、5月13日には警務局長から営繕課長に対して、台北州七星郡松山庄五分埔のいくつかの地番が示され、土地買収の取り計らいを依頼している²⁰⁾。

台北郊外に広がる五分埔の田地は、ある財団法人が地権者で、その田に引かれた用水路は土地の水利組合が所有していた。病院敷地は、買収および土地の交換という形でほぼ順調に取得された²¹⁾。もっとも、国史館台湾文献館の資料には、土地確保後に順次建設されていった病棟の設計プランを示すものがほとんど見当たらない。病院職員のための官舎などのいくつかの設計図や、その建設にともなう物品の購入リストは閲覧できるものの、病棟の詳細は不明である。他の資料的な裏付けに乏しいが、初代医長となる中脩三は、病院設立の際に「主として模範としたと考へられる最新の」病院として、1931年に精神病院法にもとづき建設された福岡県立筑紫保養院を挙げている²²⁾。

病院完成後の1938年の『養神院概況』²³⁾によると、院長室、研究室、薬局、外来診療室などが入る2階建ての本館に加えて、「神経衰弱、ひすてりい等内科的及び回復期患者」の安静療養に適した第1および第2病棟（あわせて4人部屋が8室、1人部屋が2室、6人部屋が2室）、そのほかの患者のためには第3から第6病棟（あわせて1人部屋が22室、2人部屋が6室、ただし第6病棟は伝染病棟）があった。6つの病棟あわせて80人収容となる²⁴⁾。各病棟には診察室、看護員室、面会室、持続浴室、便所などが備えられていた。さらに50畳敷の娯楽室があり、演劇や映画などを上演するほか、院内は空気清澄広闊なので療養や運動に適し、敷地の周囲には広汎な作業地があると書かれている。建坪は、上記の本館や6つの病棟に、職員官舎や倉庫を加えて1,190坪、敷地面積は11,644坪である。昭和初期に、東京府立松沢病院の患者数が約700人で、敷地が61,000坪あまり²⁵⁾。一方、福岡県立筑紫保養院の収容定員は150人、敷地は6,000坪だった²⁶⁾。養神院の物理的な規模は、松沢病院には到

底及ばない。が、筑紫保養院よりは、その敷地は広く、しかも患者数は少なかったことになる(図2)。

次に病院の治療や看護の中身に多大な影響を与えることになる人事を検討したい。初代院長は事務取扱という身分で、総督府事務官の高橋秀人が任命された。高橋は1918年に文官高等試験に合格し、東京帝国大学法学部を卒業したいわゆるキャリア官僚で、台湾では社会事業を管轄する総督府文教局社会課長などを歴任し、警務局衛生課長に就任した²⁷⁾。彼の後も院長は事務取扱が続き、ある時期までは官僚出身の警務局衛生課長がこのポストを兼任するのが慣例となっていた²⁸⁾。したがって、治療や看護に関する事実上のトップは医長である²⁹⁾。

その初代の医長に選ばれたのが、1926年に九州帝国大学医学部を卒業し、同大医学部助手だった中脩三である。1934年10月31日付けの辞令では、「任台湾総督府精神病院医長兼台湾総督府台北医学専門学校教授」とある³⁰⁾。台北医学専門学校教授については、1928年に理農と文政の2学部でスタートした台北帝国大学に、医学部が新設されることが予定されており、それまでのつなぎのポストという含意があっただろう。当時の新聞記事(1934年10月10日)は「帝大医学部 七教授決定」と報じ、養神院赴任直前の中脩三がすでに帝大医学部精神病

学の教授に内定していた。初代の医学部長予定者の東京帝国大学法医学教授の三田定則が東大系なので、台北帝大医学部の人事も東大系で占められるのではという懸念があったが、「三田博士は東京にあって広く全国より学識、人格兼備の人物を詮衡」した³¹⁾。中脩三は三田から、「精神医学の将来展望等を尋ねられたので、大脳の病態生理化学を基礎とする新しい分野について、大風呂敷を広げたら」、精神科の教授候補に見込まれたという³²⁾。1936年に台北帝大に医学部が新設され、台北医学専門学校は台北帝大附属医学専門部として存続することになった。1938年には台北帝大医学部に精神病学講座の増設が決まった。台北医学専門学校教授を経て、台北帝大医学部新設後は台北帝大附属医学専門部教授になっていた中脩三は、1939年1月30日、台北帝大医学部の精神科教授に正式に就任した³³⁾。

以上のような経過から、中はいずれ帝大教授になる見込みで、台湾に赴任したに違いない。中にとっては大学が主で、養神院は従という関係だろう。中が帝大教授と養神院医長とを兼務するのが前提だったとすれば、官立精神病院の立地は必然的に台北になり、全島社会事業大会の「台湾の南部に精神病院を」という要望はどのみち実現が難しかったと言わざるを得ない。

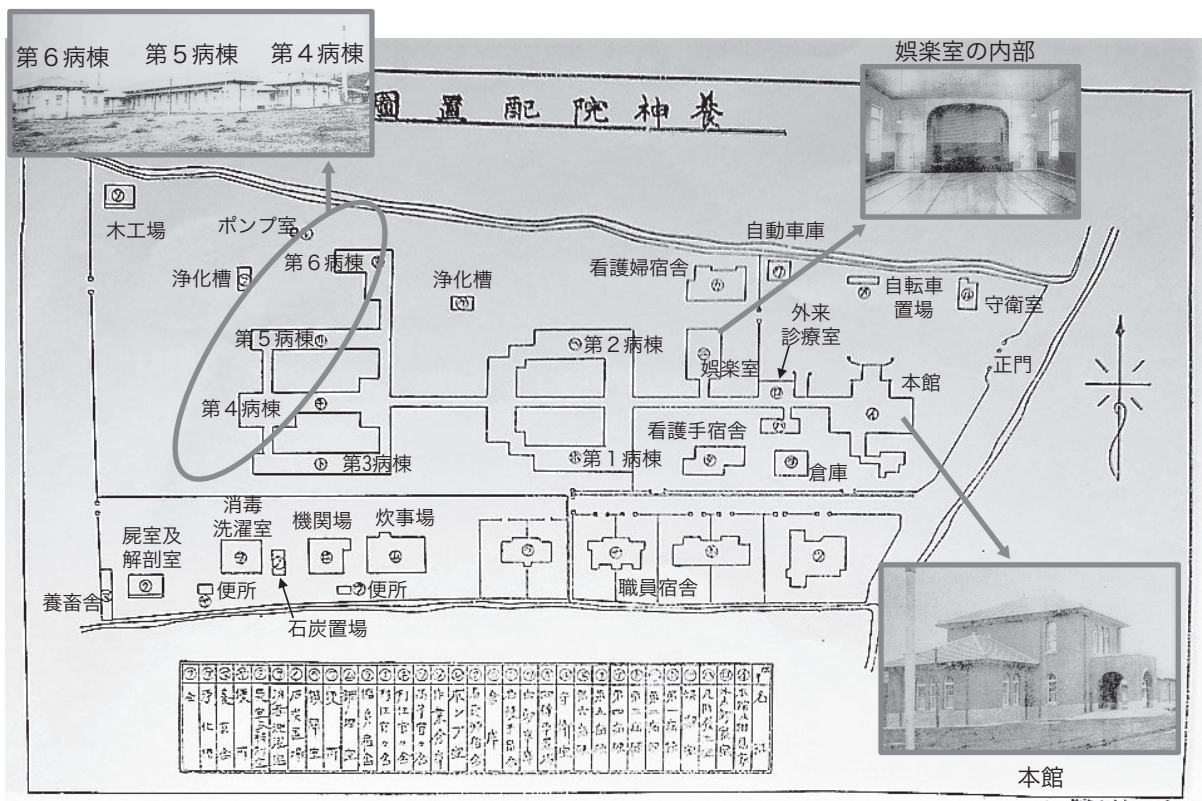


図2 養神院の病棟等の配置図

台湾総督府精神病院 養神院概況(年代不詳、国立台湾大学図書館所蔵資料)をもとに加工。

さて、養神院設立のころにもどると、1934年6月27日に台湾総督府精神病院官制が公布された。第1条の「台湾総督府精神病院は台湾総督の管理に属し精神病者の救護及療養に関することを掌る」に続く第2条に規定する職員配置で、医長、医官、医官補、調剤手、看護長（ただし看護長が規定されたのは1936年10月20日の官制の改正から）という医療スタッフの要を担っていたのは、中脩三を筆頭に九州帝大関係者だった³⁴⁾。同官制が施行された1934年10月1日付けで、上述の高橋秀人が院長事務取扱で就任し、同時に訓令第60号で入院料等の規程が示された³⁵⁾。台湾総督府精神病院の名称が正式に養神院と示されたのも、同日の告示第160号においてであった。同年10月31日には中脩三が医長に就任し、12月14日に落成祝賀開院式が開催され、時の総督・中川健蔵以下官民100人ほどの列席があった。入院および診療が開始されたのは翌1935年2月1日で、この日は入院患者27人、外来患者10人という数字が残っている³⁶⁾。

3. 精神医療施設のなかの養神院の位置づけ

こうして開設された養神院のほかに、日本統治下の台湾では施設の成り立ちや性格を異にする精神病院や精神病患者収容所が混在していた。後者は「収容所」であるので、必ずしも十分な医療が施されていたわけではないが、前者の病院と合わせて、ここでは精神医療施設と一括して表記する。すでに述べた中村讓の養浩堂医院も含めて、これら多様な施設を概観することで、養神院が置かれていた位置を確認したい。

表1に示した施設の一覧に沿って精神医療施設を説明したい。施設の成り立ちや設置運営主体の違いによっていくつか大別される。

①の養神院は台湾総督府立であり、本論の冒頭でも述べたように旧外地では唯一の官立精神病院である。

②～④は歴史的な経緯から、同類の施設としてまとめられる。これらは総督府が整備してきた台湾慈恵院制度によって、各地につくられた窮民救済施設に由来する。清朝時代の救済事業および施設を継承・整理する形で1899年に設立されたのが台北仁済院だった。次いで同年に台南慈恵院と澎湖普濟院も設置され、各施設を包括する規則の整備が進み、1907年には台湾慈恵院規則が出されている。こうして、1922年までに台湾の7か所に同様の施設（前記の施設のほか、台中慈恵院、嘉義慈恵院、高雄慈恵院、新竹慈恵院）が設立された。台湾で民法が施行されることにもない、1923年にこれら慈恵院制度にもとづく施設は、公立から財団法人に組織変更された³⁷⁾。このうち3か所の慈恵院には、精神病患者を収容保護する専用の施設が設置されていた。

1899年設立の台北仁済院には、1922年に精神病患者収容施設が設置されている。1922年以前にも窮民救済の枠の中で精神病患者の救護も行われたと推察されるが、詳細は不明である³⁸⁾。

1921年設立の高雄慈恵院では、1933年に精神病患者を収容する施設を高雄慈恵院保養院として開設した。慈恵院として「精神病患者収容保護場」の設置の必要が迫られていた当時の高雄州の精神病患者の総数は299人で、「其

表1 日本統治下台湾の精神医療施設

	名称	成り立ち、設置運営主体など	設立年	備考
①	台湾総督府立精神病院 養神院	台湾総督府	1934	
②	台北仁済院	(「台湾慈恵院」→) 財団法人	1922	台北仁済院の設立は1899年。同院の精神病患者収容施設の設置は1922年。
③	高雄慈恵院 保養院	(「台湾慈恵院」→) 財団法人	1933	高雄慈恵院の設立は1921年。同院の保養院の設立は1933年で、1938年から高雄州代用精神病院に指定。
④	静和医院	(「台湾慈恵院」→) 財団法人	1936	彰化慈恵院として1904年に設立。1921年に台中慈恵院と改称。1936年に同院の静和医院が発足し、1937年から台中州代用精神病院に指定。
⑤	養浩堂医院	私立	1929	精神科医・中村讓が設立。1938年から台北州代用精神病院に指定。
⑥	永康荘医院	私立	1938	精神科医・竹内八和太が設立。1939年から台南州代用精神病院に指定。
⑦	台北愛愛寮	民間救貧施設	1923	社会事業家の施乾が設立。
⑧	台南愛護寮	民間救貧施設	1929	台南商工業協会会長・王開運らが設立。
⑨	基隆養命堂	基隆市	1932	日本統治以前の基隆街棲留所に遡るといわれ、1908年に移転し基隆養命堂と改称。1932年に基隆市に移管。なお、同市内にあった基隆仁療院については、注48)を参照。

の中貧困にして療養の途を有せず、狂暴にして監置の必要性ありと認められ且つ其の扶養義務者に於て社会事業機関の監護を希望してゐる者」は35人だった。だが、新設の高雄慈恵院保養院は15~16人しか収容できなかった。それは、「慈恵院の中で最も資産のない貧弱なる高雄慈恵院」が、多額の建設・経常費を投じるには限界があったからで、そのため小規模の施設にならざるを得なかったという³⁹⁾。

1904年に彰化慈恵院として設立され、後に改称された台中慈恵院でも、1936年に静和医院を設置し、精神病患者を収容した。当時の状況について、「台中州下に於ける精神病患者を見るに、総数四百五十七名の多数」に上るものの、養神院を含む台湾全土の精神医療施設の収容能力は不十分であり、「殊に精神病患者は患者独りの不幸のみならず、家族の就業を不可能ならしめ、一家挙つて貧困に陥らしめ、延ては社会に危害を及ぼす虞れある故」、台中慈恵院の「所有社会事業施設に比し最も緊急なる施設」として台中慈恵院附属精神病院、すなわち静和医院が開設されることになったという。とはいえ、台中慈恵院の財政状況からすれば多額の経費がかかる施設建設は、「非常なる英断」とも述べられている⁴⁰⁾。

⑤と⑥は個人精神病院である。⑤の養浩堂医院は、すでに紹介したように、1929年に台湾最初の精神病院として総督府立基隆医院院長などを歴任した中村讓が台北市内に設立した。⑥の永康荘医院は、竹内八和太が1938年に台南市郊外に設置した精神病院である。竹内は1913年に長崎医学専門学校を卒業し、県立長崎病院精神科勤務を経て、1919年から台湾総督府病院の医官補となる。その後、花蓮港医院での勤務や台北仁済院の囑託医を経て、1927年に台北医学専門学校教授に就任した。1936年に同校を退職後、台南市内に診療所を開設し外来診療に従事したあと、永康荘医院を開設し入院治療をはじめた⁴¹⁾。

⑦と⑧は、ともに民間の救貧施設だが、施設内に精神病患者も収容していたものである。⑦の台北愛愛寮は1923年に社会事業家の施乾が創設した施設である。台湾の淡水に生まれた施は、1917年に台湾工業学校を卒業し、台湾総督府の工業講習所での訓練を経て、1919年に総督府商工課の技手となった。だが、同課が実施した台北市内の「細民調査」に加わったことを契機として、台湾総督府を辞し、救済事業に没頭することになる⁴²⁾。愛愛寮の設立はその延長線上にあるだろう。施設の成り立ちについて、1929年に出された『愛愛寮概況』では「大正十二年八月十五日台北市内を彷徨徘徊せる乞丐の救済並に之が生活改善を企画し」て事業を開始した

と述べられている。さらに将来の計画として、これまでも「本寮に於て簡単なる精神病者室」はあったが、「隔離室」を新築することが挙げられている。というのも、台北市内には台北仁済院と養浩堂医院があるが、前者は常に満員の収容者を抱え、後者は「狂暴性患者収容の設備」がないので、「市中に於ては処置に困却せる者」を「事情を酌み同情の餘り」愛愛寮が収容することになるからだという⁴³⁾。

⑧の台南愛護寮は、1929年に台南商工業協会会長・王開運らが「乞食並に貧困者の収容救護」を目的として開設した。王は1910年に国語学校師範部を卒業し、台湾公学校訓導などを経て、台南市議員となった。1928年に台南商工業協会会長に推され、1929年には台南愛護会を組織しその副会長になっている⁴⁴⁾。台湾南部地方に精神病患者収容施設がないことから、台南愛護寮の附属事業として施設を建設すべく台湾総督府に申請をした結果、国庫補助を得ることができ、さらに民間財団などから資金をもとに1936年2月に「精神病室」が竣工した⁴⁵⁾。

⑨の基隆養命堂はいくつかの資料に名前が登場しているが、詳細は不明である⁴⁶⁾。情報を総合すると、日本統治以前の行旅病人収容施設である基隆街棲留所に遡る。1908年にそれまでの高砂公園内から瀧川町に移転し、基隆養命堂と改称された。1932年に基隆市に移管され、1933年に基隆養命堂の事業を後援する基隆養命堂維持会が設立された。このころに精神病患者収容施設が設置された⁴⁷⁾ことはほぼ確実だが、それ以上のことはわからない⁴⁸⁾。

以上で日本統治下台湾の精神医療施設はほぼ網羅されていると考えられるが、さらに大学を加えるとすれば、1939年に精神科の入院病室が開設されたと考えられる台北帝国大学医学部を挙げることができよう⁴⁹⁾。

上記の③、④、⑤、⑥については、1936年に台湾でも施行された精神病院法（1919年制定）に規定する代用精神病院に相次いで指定された。代用精神病院とは、公立精神病院に代わるものとして、一定の基準を満たす民間の精神病院を行政庁が指定するものである。1935年の行政諸法台湾施行令改正（勅令第273号）にともなって、精神病患者監護法（1900年制定）とともに施行された精神病院法の柱は、内地の道府県立に相当する台湾の各州庁立の精神病院建設を促し、そこに患者を公費で入院させることだった。

だが、台湾での公立精神病院の設置はそもそも難しいと考えられていたようだ⁵⁰⁾。台湾総督・中川健蔵の名前で作成された法施行に関する文書には、「精神病院を建

設して治療の途を得しむるは寔に喫緊の事に属す」とあるものの、「地方の精神病院に付ては地方公共団体の現況に鑑て今直に之を設置せしめ難き事情あるを以て一方国立精神病院〔筆者注：養神院〕の設置と代用精神病院の指定とに依り応急の施設と為し地方財政の充実に伴ひ漸次之を設置せしむる」と書かれている⁵¹⁾。つまり、精神病の入院需要が増加している状況下、地方財政が好転するまでは、官立の養神院と代用精神病院で急場を凌ぐという方針だった。

養神院については、精神病院法上の公立精神病院ではなかったが、行政諸法台湾施行令第39条によって精神病院法で公費入院に該当する患者の受け入れが例外的に規定された⁵²⁾。また、代用精神病院については、1937年の総督府警務局長から各州知事庁長宛ての文書に「当局としては之が代策としては同法〔筆者注：精神病院法〕第七条の規定に依り徐々に代用精神病院の指定を為す方針なり」と書かれているように、選定基準に適合する精神病院を代用精神病院として認可する政策を推し進めていた⁵³⁾。

永康荘医院の院長の竹内八和太は、台湾総督宛てに提出した代用精神病院指定申請書⁵⁴⁾のなかで、貧困患者・家族の救済を強調している。それによると、精神病は不治の疾患ではなく、早期に治療を開始すれば、「速やかに治癒に至らしむるのみならず其治療日数も著しく短縮せらるゝにも拘らず」、貧困患者はすでに発病から数年を経過したものが大多数を占めており、その間の家庭での看護の状況ははなはだ不十分である。さらに、すでに不治あるいは難治の状態に陥った患者は、治療期間が延びることで医療費の負担が大きくなり、治療が完了しないうちに退院せざるを得ない実情があるという。こうした、貧困患者の早期の入院と治療、そして退院のために、公費で患者を入院させることができる代用精神病院の意義を述べている。

このような背景から、公立精神病院に代わるものとして、高雄慈恵院保養院が1938年から高雄州の⁵⁵⁾、静和医院が1937年から台中州の⁵⁶⁾、養浩堂医院が1938年から台北州の⁵⁷⁾、永康荘医院が1939年から台南州の⁵⁸⁾、代用精神病院に指定されたのである⁵⁹⁾。ただ、代用精神病院に委託可能な患者数は予算の関係から上限があり、すべての貧困患者が代用精神病院に入院できたわけではない。たとえば、養浩堂医院は1943年時点で44人の患者が入院していたが、台北州の州費施療患者（精神病院法による代用精神病院の患者）は15人が定数で、あとは自費患者などだった。同医院としては、この定数を30～40人に増やして、「州下の貧困患者救治に一段の努

力と援助の手を延ばし」、「貧困患者家族の受くる深刻なる惨禍甚大なる衝撃を緩和」することを希望していた⁶⁰⁾。

だが、「設置せしめ難き事情」である台湾の地方財政の逼迫は解消されなかったのだろう。結局、日本統治下台湾では精神病院法による公立精神病院は設置されなかった。

4. 養神院の設立後

関係者の期待を担って登場した養神院は、その後どのように展開したのだろうか。初代医長の中脩三は新天地・台北の養神院での治療への抱負を語るなかで、病院を保護隔離のためのものではなく、「治療主義精神病院としなくてはならない」と述べ、「精神病院の価値は退院患者数とその治癒率にある」ことを強調する。内地の病院について「東京府松沢病院の如き殆んど患者の出入のない枯渴せる旧式病院はさて置き」と批判したうえで、モデルとなる筑紫保養院と比べても、開院後8ヶ月が経過した養神院の退院患者数と治癒患者数の実績は勝っていると自負する⁶¹⁾。

養神院の医長に就任して2年半余りが経過した1937年5月に、中脩三は台湾総督府の在外研究員として横浜港からドイツに向けて出発した⁶²⁾。ドイツのほかフランス、イギリス、アメリカに留学している。在外中に発表された論文から、おもに神経化学に関する研究に従事していたと考えられる⁶³⁾。他方、ナチス政権下で見学したドイツの施設や事業の組織運営がきわめて整然としていくことに、感銘を受けた様子である⁶⁴⁾。中は1938年11月に帰国した⁶⁵⁾。留学時の身分は、養神院の医長でありかつ台北帝国大学附属医学専門部教授であったが、すでに述べたように帰国して間もない翌年1月には帝国大学医学部教授に「昇格」している。この留学は帝大教授就任に向けての「箔付け」のようなものだったのかもしれない⁶⁶⁾。

「治療主義精神病院」というように、中が医長を務める養神院では治療が強調されているが、それが具体的にどのような内容だったのだろうか。先にも述べたように、各病棟には持続浴の設備があったので、温浴療法は行われていたと考えられる。また娯楽室があり、患者に演劇や映画上映などの娯楽を提供していただろう。敷地内は養畜舎、養鶏舎、病院敷地に隣接して作業地が記されており、いわゆる作業療法的な実践も行われていたであろう⁶⁷⁾。だが、それ以上の具体的な治療を示す資料は乏しい。そのため、設立年代は養神院よりも少し後年になるが、台北帝大精神科の治療に着目したい。というの

も、養神院がその「分院の役割をしていた」と言われるからである⁶⁸⁾。台北帝大精神科は大学医学部という性格上、おそらく養神院よりも、当時の最先端の治療法を採用する傾向が大きいと考えられるが、両者で重なる部分も多かっただろう。

ここでは、宋尚徳、後に改姓して宗本尚徳となった医師⁶⁹⁾の論文を参照したい。その経歴を簡単に紹介すると、1940年3月に台北帝大医学部を卒業した宋尚徳は、同年4月1日に養神院の医務嘱託となり、4月10日には台北帝大医学部精神科教室の副手にも任ぜられた。1941年4月には、養神院の医官補に昇任している⁷⁰⁾。

宋は1942年の『台湾医学会雑誌』に、電撃療法⁷¹⁾およびインシュリンショック療法⁷²⁾の治療成績に関する論文を発表している。後者について宋は、「我が教室で初めて本療法を実施したのは昭和12年[1937年]夏で、爾来15年11月までに完了したのは42例」としている。1937年の段階では、まだ台北帝大医学部には精神科の講座(教室)は設置されておらず、中脩三も帝大教授には就任していない。したがって、宋が述べる「我が教室」とは中の台北医学専門学校教授、およびそれに続く台北帝大附属医学専門部教授の時代を含めてのことだろう。ただし、精神科の講座が存在する前の時代には精神科の専門病床はなかったと考えられること、また養神院が精神科の実習病院に指定されていたことから⁷³⁾、初期のインシュリンショック療法は養神院で行われていた可能性が高い。だが、宋の論文にあるように「元来が手数の面倒な上に経費のかかる此療法は、限られたものにしか施行出来な」かった⁷⁴⁾。しかも、「戦時中には一部薬物が不足し」、「インシュリンショック療法を行うことが出来なかった」という。そのため、台北帝大の精神科では「九大で安河内、向笠先生が日本で最初に行った電撃療法を多数行」った⁷⁵⁾。電撃療法は宋も述べているように、「簡便な器械を用ゐて」、「経費の少なくて済む」治療法で、それまでのカルジアール痙攣療法に代わるものとして「良好な成績を挙げてゐ」た⁷⁶⁾ことを考えると、養神院でも実施されていたに違いない。

実は、中脩三が「東京府松沢病院の如き殆んど患者の出入のない枯渇せる旧式病院はさて置き」と述べている上記の論文は、養神院への批判に反論する形で書かれたものである。雑誌『社会事業の友』からは、養神院の現状は大方の期待を裏切っているという論調の記述をいくつか拾うことができる。たとえば、1935年10月22日に開催された台北州方面委員総会では、協議事項として「松山養神院収容力拡大方建議ノ件」が挙げられている。これは、養神院には相当収容設備があるにも関わらず、

患者の収容を手控えていることを批判する一方、その制限を緩和し、できるだけ多くの貧困患者を収容することを求めるものである⁷⁷⁾。また、同年11月12～13日に台北市公会堂で開かれた第八回全島社会事業大会では、台北州方面委員連合会から「精神病療養所患者収容並施療増員方に関する件」が議題として出された。これに関してある出席者は、養神院が開設されたことは喜びに堪えないなどという言葉を手控りに解釈されたら甚だ迷惑であるとし、現状では収容される者が少なく、かつ生活にも困る精神病患者の無料施療を実行しなければならないのに、有料で診療している現状に不満を述べる。そのうえで、「吾々が多年絶叫して参ったのは斯様な精神病院の見本であるやうな玩具のやうなもの」ではないと述べ、病院が最先端の治療施設であろうとしていること、そして患者収容に熱心でないことを批判する。また、別の出席者からは「これはお造りになった総督府の意思に反する官僚的経営者の為したる業と心得ました(中略)私共の趣旨に合致する貧民本位の病院にしなければならぬと思ひます」との意見も出された⁷⁸⁾。

次いで、第八回全島社会事業大会直後の同年11月14日に行われた視察で、養神院を訪れたある参加者は、「現在の養神院は精神病院の模型みたいだなど痛烈な意見もでたが、医長は之についていろいろと弁解してゐた」と中脩三に言及し、「限られた予算で社会的に最大の効果を齎さんがためには施療よりも有料、保護よりも治療に主力を注いでゆく方針が正しいと思へないではない」と養神院のやり方に一定の理解を示している⁷⁹⁾。

上で述べた中脩三の「治療主義精神病院としなくてはならない」という主張は、社会事業大会等で議論になった養神院の経営方針への不満を退ける意図があったのだろう。確かに養神院の年報を参照すれば、設立後まもない1935年末の在院患者数は当時の定員100人に対して42人と、病床の半数に満たない⁸⁰⁾。しかし、1938年末現在の在院患者数は、当時の定員80人に対して81人で、「超満員の盛況なり」と書かれており、設立当初に批判されていた空ベッドの状態は解消されたということになる。ただし、常に満床ではあっても、1938年の退院患者135人のうちの65%強が、また1939年の退院患者157人のうちの71%強が、「全治或は軽快せしむるに至れり」と、患者の治療成績は良好であることが強調されている⁸¹⁾。

中脩三の考えを中心に治療について検討してきたが、現場で患者に日ごろ接していただろう看護スタッフの役割にも目を向けたい。1934年10月1日に施行された当初の台湾総督府精神病院官制には、職員として看護ス

スタッフの規定はなく、養神院には看護長および看護婦長は存在したが「雇員」として雇用されているもので、いわゆる官吏の身分に属するものではなかった。だが、1936年10月20日の同官制改正で看護長が職員として規定され、官吏（判任官）となった。

このあたりの事情について、精神病院官制改正に関わる公文書は次のように説明している。精神病患者には「取扱極めて煩雑困難なるもの」があるため、「看護に従事する者は日常患者と共に病棟に起居し常に患者の動静を注視し過誤」がないようにしなければならない。しかし、「従来看護長は雇員を以て之に充当し」てきたものの、「遺憾の点あるを以て判任官たる看護長一人を増員配置し多年精神病患者取扱の経験を有する者より抜擢し精神病患者看護治療上遺憾なきを期せんと」したと書かれている⁸²⁾。つまり、ただの雇員ではなく、官吏の身分を与えて、より専門性の高い看護ができる人材を求めたということである。

精神病院官制改正後、1936年12月10日に最初にこの看護長に就任したのが、山内ハセヲだった⁸³⁾。九大の精神科病棟で看護婦長の経験をもつ山内は台湾に渡り、養神院開院時から看護婦長を務めていたが、当初は別の人物が看護長として雇われていた。中が留学中に養神院の医長代理を務めた米山達雄の妻で、同院の嘱託医師だった米山千代子の回想によれば、「創立早々…台湾語を廣東語を話す患者…若い医師…看護一ドライで異色の集団の統制」を行っていたのは山内であり、「中院長は名のみ」だったと評している⁸⁴⁾。養神院の良好な治療成績が導かれていたとすれば、このようなスタッフの尽力を見逃すことはできない。

おわりに

1934年に開院した台湾総督府精神病院養神院は、台湾の精神病患者収容需要の高まりに応じて成立し、施設不足の解消に貢献したことは間違いない。だが、長らく精神病院の設置を望んできた人々と、精神病院での医療や看護を担うべく内地からリクルートされたスタッフらとの間には、病院のあり方をめぐって意識のズレがあった。初代医長の中脩三は、あくまで内地の帝国大学アカデミズムのなかでキャリアを積んできた医学者であり、少なくとも台北帝大教授に就任し同大医学部の精神科に入院病室が開設される1939年までは、「治療主義精神病院」である養神院を最先端の精神科治療の実践場に位置づけていただろう。だが、台湾で一般的に待望されてきたのは患者の療養であり、とりわけ貧困精神病患者の収容が可能な官立精神病院だった。

とはいえ、1936年に台湾においても精神病患者監護法と精神病院法が同時に施行され、私宅などでの不法な監禁を防ぎ、患者を公費で公立精神病院に入院させる途が開けた。だが、精神病院法がめざす台湾各州庁の公立精神病院は貧しい地方財政から作られず、いくつかの民間病院を代用精神病院に指定し、限られた病床に公費患者を入院させた。官立の養神院は精神病院法上の公立精神病院ではなかったが、精神病院法で公費入院に該当する患者も受け入れていた。それでも、入院需要の高まり、とりわけ貧困患者には十分に対応はできていなかった⁸⁵⁾。日本の内地と同様に、あるいはそれ以上に、台湾の精神病患者の施設収容率は発展途上だったといえるだろう。

なお、戦時中も存続し続けた養神院は第二次世界大戦後に、台湾省立の錫口療養院、台北療養院などへと名称が変わり、1979年には台北近郊の桃園市に移転し、桃園療養院として継続している⁸⁶⁾。

謝辞

本論文に関わる調査研究には、以下の方々から多大なる援助および助言を受けている。この場を借りてお礼申し上げる。

原義和、許筠靈、林俊昇、施美代、陳永興、文榮光（敬称略）

付記

本論文の内容の一部は、社会事業史学会第49回大会（2021年5月16日、オンライン開催）で自由論題報告「養神院の成立—台湾総督府と精神医療政策—」として発表したものである。

注

- 1) 台湾総督府養神院：台湾総督府精神病院 養神院概況。(1938). なお、この文中の引用、およびこれ以降の本文中、文献、注においても、必要に応じてオリジナルの漢字カナ表記から漢字かな表記へ、旧字体から新字体に変更している。また、一部の歴史的な用語は、原文のまま記載している。
- 2) 高橋秀人：年頭の辞。社会事業の友、第50号（昭和8年1月）、1（1933）。
- 3) 外務省編：外地法制誌、第3巻、台湾の委任立法制度。文生書院。(1990)。附録 pp. 81, 83-84。ここでいう各法律とは、癩子防法（台湾での施行1934年10月1日）、精神病患者監護法および精神病院法（ともに同施行1936年2月1日）、結核子防法（同施行1938年3月1日）である。
- 4) Paetz A: *Die Kolonisierung der Geisteskranken in Verbindung mit dem Offen-Thür-System, ihre historische Entwicklung und die Art ihrer Ausführung auf Rittergut Alt-Scherbitz*. Springer, Berlin (1893).
- 5) 精神医療史研究会：松沢病院九〇年略史稿。精神医療史研究会。(1972)。pp. 40-41.
- 6) 呉秀三、樫田五郎：精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的觀察。(1918)（復刻版：精神医学神経学古典刊行会、1973）。
- 7) 台湾総督府警務局：昭和十年版。台湾の衛生。(1935)。pp. 23-24.
- 8) 内務省衛生局：衛生局年報の各年版。（復刻版：岡田靖雄、小峯和茂、橋本明編：精神障害者問題資料集成。戦前編。第7巻。六花出版、2011）。

- 9) 台湾総督府警務局 (1935) : 前掲書, pp. 97-98.
- 10) 中村謙の経歴については、興南新聞社編：台湾人士鑑 (1943) および岡本重慶：忘れられた森田療法, 創元社 (2015), pp. 78-79を参照。
- 11) 台湾日日新報, 1930年3月23日.
- 12) 社会事業の友, 第1号 (昭和3年11月), 71-120 (1928), 第一回全島社会事業大会における協議事項、諮問事項に関する議論.
- 13) 下條久馬一, 旭重雄：精神病患者監護施設に就て, 社会事業の友, 第20号 (昭和5年7月), 71-81 (1930).
- 14) 佐野研三：病院設立必要の焦眉なる事を絶叫す, 社会事業の友, 第20号 (昭和5年7月), 114-115 (1930).
- 15) 柴山武矩：流れゆく, 社会事業の友, 第120号 (昭和13年11月), 38-42 (1938).
- 16) 高橋秀人：同 [筆者注：養神院開院式に於ける] 式辞, 社会事業の友, 第74号 (昭和10年1月), 146-148 (1935), なお、養神院の各年度の年報に書かれた病院の沿革には、「昭和四年時ノ総督石塚英蔵閣下ハ本院創設ヲ決意セラル」と書かれているが、1929 (昭和4) 年は時期的に早すぎ、誤記ではなからうか。高橋の式辞にあるように、またその後の予算措置の経過などから1930 (昭和5) 年が正しいと考えられる。というのも、1932年1月15日の台湾総督府報によれば、1931年4月1日の訓令第22号をもって「精神病院新営費」が計上されており、石塚はその前年の1930年に養神院設置を決意したというのが自然だからである。cf. 台湾総督府養神院：昭和九、十年度年報, (1937) および台湾総督府養神院：昭和十三、十四年度年報, (1940).
- 17) 社会事業の友, 第29号 (昭和6年4月), 40-41 (1931), 第三回全島社会事業大会における「精神病院を南部へ設置方其の筋への建議の件」に関する議論.
- 18) 蝶浜生：大会の後を顧みて, 社会事業の友, 第29号 (昭和6年4月), 119-130 (1931).
- 19) 1932年1月15日の台湾総督府報に、「昭和六年訓令第二十二号別冊台湾総督府特別会計歳入歳出科目中ニ左記科目ヲ増設ス」として、「第四項 精神病院新営費」および「第五項 医院庁舎其他新営費」が記されている。
- 20) 精神病院敷地買取ノ件 (1932年) 台湾総督府文書 (国史館台湾文献館所蔵).
- 21) 土地相互交換関係書類送附ノ件 (精神病院) (1934年) 台湾総督府文書 (国史館台湾文献館所蔵).
- 22) 中脩三：社会事業としての国立精神病院の意義, 社会事業の友, 第85号 (昭和10年12月), 66-73 (1935), 後に筑紫保養院は「当時としては近代建築の粋を集めて作られ (中略) 浴場、便所共に患者用としてはもったない程立派で、ホテルにしても恥かしくない程」と評されている。cf. 福岡県立太宰府病院：創立五十周年記念誌, (1982), pp. 53-54.
- 23) 台湾総督府養神院 (1938) : 前掲書.
- 24) 養神院は100人定員で計画され、少なくとも開院後の1935年度の年報までは100人定員なのだが、80人へと定員が減少している理由は不明である。
- 25) 東京府立松沢病院ノ歴史, 吳教授在職二十五年記念論文集第三部, (1928), pp. 58, 72.
- 26) 福岡県立太宰府病院 (1982) : 前掲書.
- 27) 高橋の経歴は、興南新聞社編：台湾人仕鑑, (1943) などによる。
- 28) 事務取扱ではない、医師の養神院院長 (かつ医長) は、1941年5月14日付けで任命された村岡正雄からである。cf. 台湾総督府報, 1941年5月21日.
- 29) 医療施設の長が、医師ではなく事務取扱であった理由は不明である。ちなみに、1930年に台北郊外に設立されたハンセン病療養所の榮生院では、台湾総督府癩療養所官制によって所長は医長または医官をもって充てることになっており、初代の所長は医師の上川豊だった。cf. 昭和五年八月一日現在台湾総督府及所属官署職員録, 中央研究院台湾史研究所・台湾総督府職員録系統.
- 30) 台湾総督府報, 1934年11月1日, なお、総督府報では、中脩三は大学の「助手」となっているが、他の年譜では、1930年に「講師」に昇任している。cf. 中脩三先生門下生, 関西在住有志：恩師中脩三先生を偲ぶ, (1991).
- 31) 当時の新聞記事 (新民報, 1934年10月10日) は、東寧会：東寧会四十年—台北帝大医学部とその後—, (1978) のp. 116に掲載されている。
- 32) 木村英一：中脩三先生の追憶, 中脩三先生門下生, 関西在住有志 (1991) : 前掲書, pp. 19-20.
- 33) 台湾総督府報, 1939年1月31日.
- 34) 医師では中脩三以外に、米山達雄、新福尚武、奥村二郎、村岡正雄らが九大精神科の関係者であり、医長や医官補として在職した。医師以外のスタッフの渡台前のキャリアをみると、看護婦長 (精神病院官制改正後は看護長) の山内ハセヲは九大の精神科病棟の看護婦長だった。調剤手 (薬剤師) の吉永哲 (後に森田姓に改姓) も、やはり九大附属病院で調剤手をしていた。これらの経歴については、中尾弘之ほか編：九州大学医学部神経精神医学講座開講75周年記念誌, (1981)などを参照。
- 35) 養神院の入院料は1日1円50銭、最大3円まで徴収可能となっていた。1円50銭という値段は、当時の内地の精神病院法で公費入院の平均的な水準である1日あたり約1円よりやや高い。ちなみに、東京府の「精神病院法ニ依り徴収スヘキ入院者ノ入院費」(1937年改正)によれば、1日あたりの費用は、特等患者6円、一等患者4円、二等甲患者2円、二等乙患者1円20銭、三等患者98銭であり、公費患者はほぼ三等患者だったと考えられる。cf. 増淵俊一：精神病患者監護の法律関係 (四・完), 民商法雑誌, 8(4), 19-28, (1938), 岡田靖雄：私説松沢病院史, 岩崎学術出版社, (1981), pp. 458-459.
- 36) 養神院の開院当時については、台湾総督府養神院 (1937) および同 (1940) の前掲書に記された沿革による。
- 37) 大友昌子：帝国日本統治下の「台湾慈恵院」および「台北仁済院」の歴史的研究, 社会事業史研究, 54, 47-58 (2018).
- 38) たとえば、1918年発行の『台北仁済院概要 大正六年』には「救養者種類別人員表」が掲載されているが、「不具」「廢疾」「病傷」「老衰」「幼弱」「貞節ナル寡婦」という分類があるのみである。
- 39) 禿生：高雄慈恵院精神病患者監護所及屏東プールに就て, 社会事業の友, 第56号 (昭和8年7月), 15-20 (1933).
- 40) 陳全永：中南部旅行記, 社会事業の友, 第95号 (昭和11年10月), 99-104 (1936).
- 41) 台湾総督府文書 (国史館台湾文献館所蔵) の「代用精神病院指定ニ關スル件 (私立永康醫院) (指令第二一九九號)」(1945年) に添付された竹内の履歴書より。
- 42) 栃本千鶴：社会事業家施乾の「乞食」救済事業の展開と継承, 愛知淑徳大学博士論文 (2010), pp. 16-18.
- 43) 昭和四年六月一日現在, 愛愛寮概況 附愛愛寮規約, (1929), その後、「将来の計画」で言及されていた隔離室は作られたようだが、当該施設の見学記によれば、「先ず二階の普通病室から順次に精神病室、隔離室授産場を廻つたが、訪問者の気持は妙に落付かず案内者の説明が十分頭に入らぬ。醜汚と疾病に対する人間

の本能的嫌悪感が、こゝ愛々寮の病舎に入るに及んで極度にまで達し」と、劣悪な処遇状況が強調されている。cf. 河崎生：社会事業施設めぐり、社会事業の友、第81号（昭和10年8月）、78-84（1935）。なお、2018年9月21日に筆者らが創設者・施乾の次女・施美代氏に台北市私立愛愛院（台北愛愛寮の現在の組織）で行ったインタビューによれば、戦前には精神病者の病棟があり、廊下の両側に隔離室が作られていたという。

44) 王開運の経歴については、新高新報社編：台湾紳士名鑑（1937）および興南新聞社編：台湾人士鑑（1943）を参照。

45) 山本時雄：社会事業施設訪問記（其の一）愛護寮の巻、厚生事業の友、第172号（昭和18年3月）、23-28（1943）。ただし、それ以前の1935年12月末現在のデータにもとづく菅修の論文「本邦ニ於ケル精神病患者並ビニ之ニ近接スル精神異常者ニ関スル調査」（精神神経学雑誌、41(10)、793-884（1937））には、すでに台南愛護寮における精神病者の収容定員を15人としている。

46) 昭和十年版基隆市社会事業要覧および各年の台湾社会事業要覧など。

47) たとえば、1934年11月に新竹市で開催された第九回全島社会事業大会の記録にある「前大会決議事項処理概要」で言及された「五、精神病療養所患者収容並施療増員方ニ関スル件」のなかに、国庫補助金対象として、高雄慈恵院精神病者収容所、台南愛護会精神病室、台中慈恵院附属精神病院、私立養浩堂とともに、「基隆養命堂維持会附属精神病者収容所」が挙げられており、基隆養命堂維持会が精神病者施設を設置していたことがわかる。cf. 社会事業の友、第98号（昭和12年1月）、72(1937)。

48) ちなみに、基隆養命堂と、おそらく混同して語られているものとして、基隆仁療院がある。たとえば、台湾総督府の『昭和十二年版 台湾の衛生』に精神病者収容所の基隆仁療院として掲載されているものが、同『昭和十四年版 台湾の衛生』では、設立年も住所も同じなのだが、基隆養命堂と書かれている。しかし、他の資料を参照すれば、二つは基隆市内の違う場所にある別々の施設と確認できる。二つの年度の『台湾の衛生』の記述に変化があるのは、単なる誤記か、あるいは二つの施設の間で精神病者収容の役割に変化があったのか、確認ができない。基隆仁療院は、基隆市が市内の田寮港にあった行旅病人収容所を改築し、1925年に基隆診療所として設立され、1930年に基隆仁療院と改称された。基隆仁療院は、同じく基隆市立である基隆港東医院に隣接していたが、後者が緑町に移転したことに伴い、前者も移転したと考えられる。基隆港東医院の院長が、基隆仁療院の院長を兼務していたという事情があるからだろう。基隆仁療院でも精神病者が扱われていたとは考えられるが詳細はわからず、基隆養命堂との関係も不明である。なお、以上を総合して考えると、(台北仁済院を第1として)「大正14年（1925）には第2の精神病患者収容施設として10床の基隆養命堂が設置」されたとする、参照元不明の風祭元の論文「太平洋戦争終結以前の台湾の精神医学・医療」（精神医学史研究、10(1)、57-66（2006））。この論文は風祭元：近代精神医学史研究—東京大学・合衆国・外地の精神医学史、中央公論事業出版（2012）にも所収されている）にある記述は史実と合致しない。もっとも、かつての筆者自身の論文（帝国と精神医療—旧日本植民地における精神病関連法制の比較研究—、愛知県立大学教育福祉学部論集、64、101-109（2015））では、この風祭論文を参照して「1925年に台北仁済院につぐ二番目の精神病者収容施設として、台湾北部の基隆に基隆養命堂が発足」と記述してしまっている。

49) 戦時中に北海道帝国大学医学部などに学び、中脩三とも懇意だった林憲は、台北帝大医学部精神科に入院病室が設置された時

期について、中が帝大教授に就任してから約6か月後の1939年5月末としている。当初は、この精神科の1階が診察室・研究室で、地階に患者を入院させていたという。cf. 林憲：文化精神医学の贈物—台湾から日本へ—、海鳴社（2004）、pp.170-176。

50) 台湾で精神病院法が施行されるすでに数年前（1931年6月）に、総督府内務局は地方公共団体の財政状況から公立精神病院の設置に懸念を示し、「精神病院は国費を以て経営すること」を主張し、精神病院法を台湾で施行することに反対していた。一方、精神病を含む衛生関係事務を管轄する同警務局は、「本島〔筆者注：台湾〕に於ける地方財政をも相当考慮せるもの」として、精神病院法の施行を進めるよう財務局に進言している。cf. 府令第三号精神病者監護法施行規則制定ノ件（昭和五年総警第四一〇七号及昭和九年総警第一〇七号ヲ一括）（1935年）台湾総督府文書（国史館台湾文献館所蔵）。

51) 上記の府令第三号精神病者監護法施行規則制定ノ件（昭和五年総警第四一〇七号及昭和九年総警第一〇七号ヲ一括）。

52) 行政諸法台湾施行令第39条には、「精神病院法第二条第一項第一号乃至第三号ノ規定ニ該当スル精神病者其ノ他台湾総督府ニ於テ特ニ入院ヲ必要ト認ムル精神病者ハ之ヲ台湾総督府精神病院ニ入院セシムルコトヲ得」とある。cf. 外務省編（1990）：前掲書、附録p.38。

53) 代用精神病院撰定標準ニ関スル件（各州庁）（1937年）台湾総督府文書（国史館台湾文献館所蔵）。

54) 前記の「代用精神病院指定ニ關スル件（私立永康醫院）（指令第二一九九號）」に添付された代用精神病院指定申請書。なお、当時の台湾における代用精神病院の指定期間は3年間だったと考えられるので、1945年2月に提出された当該申請書は、永康荘医院としては初回の1939年2月、第2回の1942年2月につづく、第3回の継続申請として作成されたものだろう。

55) 台湾総督府報、1938年8月26日。

56) 台湾総督府報、1937年6月2日。

57) 台湾総督府報、1938年4月2日。

58) 台湾総督府報、1939年2月14日。

59) 当初の案では、台北仁済院を台北州の代用精神病院に指定する予定だったようだが、実現はしていない。指定されなかった理由は不明である。上述の台湾総督文書、府令第三号精神病者監護法施行規則制定ノ件（昭和五年総警第四一〇七号及昭和九年総警第一〇七号ヲ一括）（1935年）には、「現に台北市内に台北州知事の管理に属する財団法人台北仁済院あり精神病者三十六人を監置すべき設備を有するを以て差当之を代用精神病院に指定する方針にて之に対する補助費金千八百式拾五円を昭和十年年度予算に計上せり」と書かれている。

60) 厚生事業の友、第176号（昭和18年9月）、47-49（1943）。「施設紹介」の養浩堂医院を参照。

61) 中脩三（1935）：前掲論文。

62) 台湾総督府報、1937年5月27日。

63) 中脩三教授還暦記念会：中脩三教授還暦記念論文集、（1960）。「経歴」および「中脩三先生の業績目録」。

64) 中脩三：独逸の社会事業と労働奉仕、社会事業の友、第124号（昭和14年3月）、16-32（1939）。

65) 台湾総督府報、1938年12月23日。

66) 中の留守の間に米山達雄が医長代理を務めた。米山は1929年に九州帝国大学医学部を卒業し、同大学助手などを経てドイツに留学し、同大学助教授から転じて1937年4月から養神院に勤務している。ところが、間もなく結核に罹患し、1939年3月から日本赤十字社福岡支部今津療養院で入院治療を開始したが、1941

- 年5月に亡くなった。cf. 米山達雄任台湾総督府精神病院長兼臺北帝國大學附屬醫學専門部教授、敘高等官六等、六級俸下賜、養神院勤務ヲ命ス(1938年)台湾総督府文書(国史館台湾文献館所蔵), 米山達雄(米山國蔵編): 若き精神病理学者の手記, 三省堂(1943).
- 67) 台湾総督府養神院(1938): 前掲書.
- 68) 伊藤篤: 中脩三先生の思い出, 中脩三先生門下生関西在住有志(1991): 前掲書, pp. 25-26.
- 69) 1942年2月21日付けの台湾総督府報によれば、「台湾総督府精神病院医官補宋尚徳ハ昨十六年十月八日附宗本尚徳ト改姓名セリ」とある。
- 70) 宋尚徳(任臺灣總督府精神病院醫官補; 俸給; 勤務)(1941年)台湾総督府文書(国史館台湾文献館所蔵).
- 71) 宗本尚徳: 電撃療法ノ成績ト適応症ニ就テ, 台湾医学会雑誌, 41(第6附録), 99-102(1942).
- 72) 宗本尚徳: SchizophreniaノInsulin-shock療法成績ニ就テ, 台湾医学会雑誌, 41(第6附録), 103-107(1942).
- 73) 林吉崇: 台大医学院百年史(上), 国立台湾大学医学院(1997), pp. 76-77.
- 74) 宗本尚徳の前掲の「Insulin-shock療法」論文.
- 75) 渡辺元: 台湾時代の中先生の思い出, 中脩三先生門下生関西在住有志(1991): 前掲書, pp. 26-29.
- 76) 宗本尚徳の前掲の「電撃療法」論文.
- 77) 社会事業の友, 第84号(昭和10年11月), 99(1935). 台北州方面委員総会での「松山養神院収容力拡大方建議ノ件」に関する議論.
- 78) 社会事業の友, 第85号(昭和10年12月), 42-43(1935). 第八回全島社会事業大会での「精神病療養所患者収容並療養増員方に関する件」に関わる議論.
- 79) 河崎生: 第二班視察記一新莊、松山方面一, 社会事業の友, 第85号(昭和10年12月), 86-91(1935).
- 80) 台湾総督府養神院(1937): 前掲書.
- 81) 台湾総督府養神院(1940): 前掲書.
- 82) 勅令第三七七号台湾総督府精神病院官制中改正ノ件(1936年)台湾総督府文書(国史館台湾文献館所蔵).
- 83) 台湾総督府報, 1936年12月11日.
- 84) 米山千代子: 若き日の中先生, 中脩三先生門下生関西在住有志(1991): 前掲書, pp. 14-15. なお、米山の記述では「Y婦長」と記されているが、山内のことと思われる。また、「Yさん」は「心ない人たちに中夫人と呼ばれていた」という。
- 85) その対応策の一例として、精神病床の絶対的な不足と私宅監置を担うことさえできない患者家族の貧困があったため、台北州内の市街庄(内地の市町村にあたる)が主体となって設置した「精神病者監置施設」をあげることができる。1937年に台北州知事から台湾総督府宛てに州内の20か所分の施設設置にともなう補助金の要求が出されている。施設とはいえ、「本設備は既存家屋内に一坪半乃至二坪の独房を設置するを原則」としていたので、ごく小規模な監置施設であったと考えられる。cf. 精神病者監置施設補助認可指令案(1937年)台湾総督府文書(国史館台湾文献館所蔵).
- 86) 陳永興: 台湾医療発展史, 新自然主義(2003), pp. 193-194. なお、台北市内の松山にあった旧・養神院の建物はすべて壊され、現在はその敷地にアパート群が建っている。cf. 橋本明: 台湾と精神医療史—高雄の龍發堂を訪ねて—, 生涯発達研究, 13, 109-113(2021).